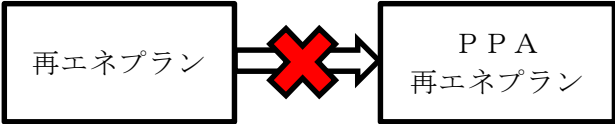

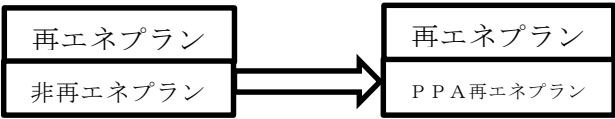
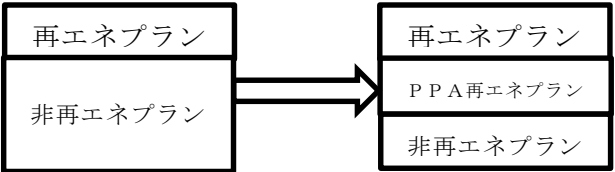


入札に関する質問回答書	
業務名	新幡郷発電所（水力発電所）コーポレートPPA売電業務
入札予定日	令和8年 8月19日（水）
質問投稿日	令和8年 6月23日（火）
回答日	令和8年 6月26日（金）
質問事項	回 答
<p>【質問事項1】 公告 5 需要家に求める要件（3）について、「非再エネ電気料金プランから小売電気事業者が提案するPPAによる再エネ電気料金プランに変更すること」とありますが、PPA以外の再エネプランからの変更でも条件を満たすでしょうか。</p>	<p>【回答1】 公告の5（3）に記載のとおり、非再エネ電気料金プランからPPAによる再エネ電気料金プランに変更することを要件としています。そのため、既存契約の全てがPPAによるものも含めた再エネ電気料金プランの場合、要件を満たしません。一方で、既存契約の一部が再エネ電気料金プランの場合、残りの非再エネ電気料金プランをPPAによる再エネ電気料金プランに変更する場合は要件を満たします。以下の例をご参照ください。</p> <p>（例1）既存契約の全てが再エネプランの場合、PPA再エネプランに変更することはできない。</p>  <p>（例2）既存契約の全てが再エネプランの場合、一部をPPA再エネプランに変更することはできない。</p>  <p>（例3）既存契約の一部が再エネプランの場合、非再エネプランの全てをPPA再エネプランに変更することができる。</p>  <p>（例4）既存契約の一部が再エネプランの場合、非再エネプランの一部をPPA再エネプランに変更することができる。</p> 

【質問事項 2】

公告 10 落札者の決定方法について、開札日は令和 8 年 8 月 19 日とのことですが、開札以降、落札者決定日までの目途はありますでしょうか。また、プレゼンテーションはなく、書面審査のみという認識で相違ないでしょうか。

【質問事項 3】

入札説明書 4 入札に付する事項 (5) について、「余剰電力は鳥取県内へ全量供給することを必須とする」とありますが、貴局からの求めに応じて「発受電月報の写し」を提出する扱いでよろしいでしょうか。

【質問事項 4】

入札説明書 11 入札保証金及び契約保証金 (2) について、契約保証金の免除要件の例として示されている、「会計規則第 112 条第 4 項」に、「国、地方公共団体その他の法人と同種で同程度の規模であると認められる契約を締結」とありますが、当該の契約を履行したことを示すための諸元として、どのような資料を提出したらよろしいでしょうか。また、落札日以降、契約保証金の免除申請までの期日や、納入までの期日はどのくらいでしょうか。

【質問事項 5】

仕様書 第 3 章 その他 6 発電側課金の取扱いについて、「各月の発電側課金料金については、第 2 章の 1 により算定された同月の電力量料金と相殺し、買受人が一般送配電事業者に支払うものとする」との記載がありますが、入札書に記載する受給単価は、以下 A・B のいずれの前提で、記載したらよろしいでしょうか。

前提) 入札書に記載する受給単価 10 円/kWh、電力量 100kWh、発電側課金相当額 200 円の場合

A :
小売電気事業者から貴局への支払 : 10 円/kWh×100kWh - 200 円 = 800 円
小売電気事業者から一般送配電事業者への支払 : 200 円

B :
小売電気事業者から貴局への支払 : 10 円/kWh×100kWh = 1,000 円
小売電気事業者から一般送配電事業者への支払 : 200 円

【質問事項 6】

仕様書 第 3 章 その他 9 企画提案の実施報告について、1 年毎に企画提案の実

【回答 2】

開札後に審査会の合議により落札者を決定し、10 月上旬に落札者決定通知を見込んでおります。

また、ご認識の通り書面審査のみとなります。なお、入札説明書の 12 (3) に記載のとおりヒヤリング等を求めることがあります。

【回答 3】

ご認識の通りです。

【回答 4】

PPA 業務に限らず、国、地方公共団体その他の法人との電力受給契約書等の写しをご提出ください。

また、契約保証金免除申請について、契約締結までに審査する必要があるため、入札説明書の 12 (4) に記載のとおり、落札決定後速やかにご提出ください。

【回答 5】

B の前提となります。

【回答 6】

報告様式等は定めませんので、貴社の様式で実施状況がわかるようにご報告ください。

施報告を行うよう定められていますが、報告様式等のイメージはおありでしょうか。

【質問事項 7】

PPA売電業務評価要領について、「産業振興・地域振興に係る提案」と「脱炭素化推進に係る提案」について、配点の内訳の記載がないのはなぜでしょうか。

【質問事項 8】

PPA売電業務評価要領について、「産業振興・地域振興に係る提案」は複数年かけて実施する企画でも問題ないでしょうか。

【質問事項 9】

落札者が決定次第、貴県、小売電気事業者、需要家の三者で基本協定書を締結し、並行して小売電気事業者と需要家の二者間で個別に協議のうえ、オフサイトPPA供給に係る契約を締結する、という流れで問題ないでしょうか。

【回答 7】

「産業振興・地域振興に係る提案」と「脱炭素化推進に係る提案」については、評価の視点に記載されている提案かを評価の基準の記載の観点から審査委員の合議により総合的に評価されるため、評価の基準毎に配点の内訳を設けていません。

【回答 8】

産業振興・地域振興に係る提案」及び脱炭素化推進に係る提案は、複数年かけて実施する計画でも問題ありません。この場合において、提案事項の実施完了報告が令和13年3月31日までにできるようにしてください。

【回答 9】

ご認識の通りです。なお、3者協定書及び小売電気事業者と本県との電力受給契約書の締結は10月下旬頃を見込んでいます。